

商工会報

くまげ

No. 62

発行／熊毛町商工会
 〒745-0622
 山口県周南市大字樋口493番地
 TEL 0833-91-0007
 FAX 0833-91-5700
 URL <http://www.y-shoko.com/kumage/>
 E-mail kumagechou@yamaguchi-shokokai.or.jp
 会長／久野利夫
 印刷／南光謄写堂 年2回発行



「周南こどもゆめまつり」が熊毛総合支所で開催された。開始早々からの小雨は時間を追うにしたがって、激しくなり当初予定されていた行事も中止や縮小を余儀なくされた。
 青年部は西館前に設営したテントで、昔懐かしい型抜き菓子を行い、大勢の子供たちで賑わった。

確定申告・消費税

個別相談日

中国税理士会徳山支部の税理士による確定申告・消費税の無料相談を左記の日時により実施いたします。希望者は事前にお申込下さい。

○とき

- 2月21日(月)9時～12時
- 2月25日(金)9時～16時
- 3月3日(木)9時～16時
- 3月11日(金)9時～16時

○ところ

熊毛町商工会

扶養控除の見直しで

毎月の天引き額が違ってくる

- 16歳未満(H8・1・2以後生)の扶養親族に対する扶養控除が廃止
- 16歳以上(H8・1・1以前生)19歳未満(H5・1・2以後生)の人の扶養控除の上乗せが廃止

これによって源泉徴収税額表の甲欄の「扶養親族等の数」が変更になる人がでてきます。といっても、この所得税額は毎月給与から天引きするための暫定のもので、実際は年末にならないと確定しないのはご承知のとおりです。

「デザイン相談キャラバン Part2」開催のお知らせ

内容 山口県デザインセンターと社団法人山口県情報産業協会は、県内の商店、個人事業者、中小企業、各種団体、デザイナー等を対象に、WEBをテーマとしたセミナーとWEB・デザインに関する無料の相談会を行う「デザイン相談キャラバンPart2」を開催いたします。

【セミナー】13:00～14:10 「近年需要が高まっているWEBをどのように活用していくべきか」

インターネットは、現代人にとってすでに生活の一部となっており、これからも利用が伸び続けると言われています。この度はブランディングを行う上で重要なWEB活用法についてのセミナーを行います。

【相談会】14:10～17:00 「WEBやデザインに関するご相談を無料で受付ます」

この度のテーマであるWEBをはじめ、シンボルマーク・ロゴマークの開発、パッケージ・ラベル・シール・販売促進チラシのデザイン、店舗サイン、ディスプレイ、CI・VI、ブランディング等について何でもお気軽にご相談ください。

◆ 2011年2月15日(火) 徳山商工会議所 6階 ホール

◆ 2011年2月22日(火) 山口県産業技術センター 1階 第1研修室

【参加費】無料 **【リンク】社団法人 山口県情報産業協会**

【お申込】セミナーのみ、相談会のみ参加も可能です。お申込は山口県デザインセンターホームページ (<http://www.yd-c.jp>) のお問合せフォームからお申込みいただくか、お申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上FAX(0834-34-8273)でお申し込みください。

お問合せフォーム

※必須項目 1. 参加希望の会場 2. セミナー・相談会の参加希望(セミナーのみ・相談会のみも可)
3. 相談会参加の場合は簡単に相談内容を記入

米トレーサビリティ制度が始まりました

米のトレーサビリティ法が平成22年10月1日から開始しました。

① 取引等の記録の作成・保存(平成22年10月1日開始)

米・米加工品(米穀、米粉や米こうじなどの中間原材料、もち、だんご、米菓、清酒、みりんなど)の取引、事業所間の移動、廃棄などを行った場合には、その記録を保存する必要があります。

② 産地情報の伝達(平成23年7月1日開始)

- ◆ 事業者間で米・米加工品を譲り渡す場合には、伝票または商品の容器・包装へ産地情報の記載が必要となります。
- ◆ 一般消費者へ米・米加工品を販売・提供する場合には、JAS法に基づく表記、もしくは、商品包装への記載や店内表示などによる産地情報の伝達が必要となります。

(注) トレーサビリティとは食品が「いつ・どこで・だれが・どのように」生産し、流通したのかを追跡・遡及できるようにするものです。

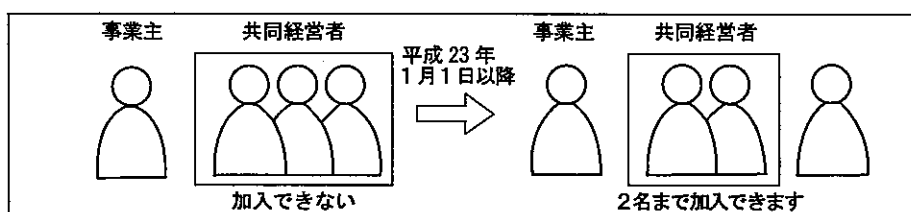
※詳しくは折込のチラシをご覧ください

小規模企業共済の加入対象者が拡大しました

個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方は、本制度に加入できることとなります。

○共同経営者とは

個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



会社・法人登記の事務手続きの取扱庁が変わります。

山口地方法務局周南支局が管轄しております周南市、下松市及び光市の会社・法人に関する登記事務は、平成 23 年 5 月 16 日(月)から山口地方法務局登記部門で取り扱います。

平成 23 年 5 月 16 日以降の事務の取扱いは、次の表のとおりです。

なお、不動産（土地・建物等）登記事務につきましては、変更はありません。

会社・法人登記事務の内容	周南支局	山口登記部門
会社・法人登記の申請手続	×(注1)	○
会社・法人の登記事項証明書の発行	○	○
会社・法人の印鑑証明書の発行	○	○
会社・法人の登記事項要約書の発行	×	○
会社・法人の紙の登記簿の閲覧及び謄本等の発行	×(注2)	○
会社・法人の印鑑の届出（改印を含む）	×(注3)	○
会社・法人の印鑑カードの発行・再発行・廃止	○	○
会社・法人の電子証明書の発行・廃止	○	○
会社・法人の登記手続のご質問・ご相談	△(注4)	○

(注1) 会社・法人の登記申請につきましては、山口地方法務局登記部門に直接出向かなくても、郵送又はオンライン申請 (<http://shinsei.moj.go.jp/>) でもすることができます。

(注2) 会社・法人の紙の登記簿の謄抄本の発行につきましては、山口地方法務局登記部門に郵送により請求することもできます。

(注3) 会社・法人の印鑑の届出（改印を含む。）につきましては、印鑑（改印）届書を最寄りの法務局又は法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>) から取得の上、作成後 3 月以内の市町村の印鑑証明書を添付し、山口地方法務局登記部門に郵送（簡易書留をお勧めします。）により届出することもできます。

なお、印鑑（改印）届書の記載については、届書下部の注意事項をよくお読みください。

(注4) 会社・法人の登記手続に関するご質問・ご相談は、一般的な内容につきましては引き続き周南支局においてもお受けいたしますが、申請の内容に係る具体的な事項につきましては山口地方法務局登記部門での相談となりますので、あらかじめご了承ください。

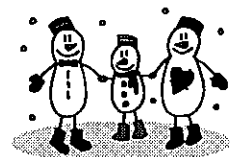
なお、郵送又はオンライン申請、印鑑の届出方法等の詳細につきましては、下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※ 取扱庁の変更に伴い、必要となる登記申請手続等はありませんが、会社法人等番号が変わりますので、ご注意ください。

現在お持ちの印鑑カードは、そのままご利用になれます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

山口地方法務局お客様相談室	083-934-1717
山口地方法務局登記部門	083-922-2295
山口地方法務局周南支局	0834-28-0244



山口県の最低賃金

◇◇◇ 必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も ◇◇◇

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用になります。使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 発 生 の 日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1 時 間		
山口県最低賃金	681 円	22. 10. 29	

最低賃金の名称	最低賃金額	効 力 発 生 の 日	特定（産業別）最低賃金から適用除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
	1 時 間		適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	鉄鋼業、 非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・ 同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	22. 12. 15	○高炉による製鉄業 ○非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	○ 18 歳未満又は 65 歳以上の者 ○ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの ○ 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○ 手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ○ 倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業		○自動車用ワイヤハーネス製造業 ○民生用電気機械器具製造業 ○医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○ 18 歳未満又は 65 歳以上の者 ○ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの ○ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ○ 手作業による包装、箱詰め、選別、検数、捺印、値札付け又は洗浄の業務に主として従事する者
	輸送用機械器具 製 造 業		○航空機・同附属品製造業 ○産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ○その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は同左の特定（産業別）最低賃金の適用があります。）	○ 18 歳未満又は 65 歳以上の者 ○ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの ○ 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ○ 手作業による包装、箱詰め又は部分品の検査の業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー		21. 12. 15	○ 18 歳未満又は 65 歳以上の者 ○ 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの ○ 清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

●注 1) 百貨店、総合スーパーとは、衣、食、住にわたる各種の商品を販売する百貨店、デパートメントストア及び総合スーパーであって従業者が常時 50 人以上のものをいいます。

●注 2) この最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- 時間外、休日労働に対する割増賃金
- 臨時に支払われる賃金